

刈谷市高齢者配食サービス 【宅配クック123】

一般食



※どの食事にもごはんがつきます。
※やわらかご飯や、おかゆにすることが
できます。※要相談



カロリー 塩分調整食



腎臓病食



透析食



やわらか食



ムース食



※一般食は、月～金で曜日を3日まで選択

※調整食（一般食以外）は、月～金で曜日を5日まで選択

使い捨て容器です。

キザミ食・やわらかご飯・おかゆに対応しています。※要相談

電話：0561-65-3535（みよし市三好町）

利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。

①料金支払い

- ・一般食は、1食600円（利用者負担は300円）
- ・調整食は、1食700円（利用者負担は350円）
- ・支払い方法は業者と決めてください。（口座引落とし・振込・現金後払い）



②配達時間

おおむね午後4時～午後6時の間に配達をします。

弁当は、自宅にて本人に直接手渡しです。

※手渡しによる安否確認をします。置いておくことはできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後3時までに社会福祉協議会または業者まで
電話連絡してください。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合**は、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。
利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

**※不在（受取できない等）の連絡がない場合、利用者負担額として
1食分（300円または350円）の料金をいただきます。ご了承ください**

申請先 : 刈谷市役所長寿課 電話 62-1063
問合せ先 : 刈谷市社会福祉協議会生活支援課
電話 23-1600